

---

---

# マルクルフ書式集の二文書(第一書12番および13番)の 年代を確定する

——アファトミーの変遷に関する若干の考察——

加 納 修

〈名古屋大学〉

---

マルクルフと呼ばれる修道士が2書からなる書式集を作成しました。その第一書はメロヴィング期の国王証書の雛形37点を含んでおり、第二書は私文書の書式からなります<sup>1</sup>。彼はこの集成をある司教ランデリクスに捧げましたが、この人物の同定はパリ司教(在位650～656年)とモー司教(7世紀末～8世紀初頭)との間で争われています<sup>2</sup>。近年の歴史家たちはより遅い年代を好んでいます<sup>3</sup>。この書式集とテキストの類似を示すメロヴィング朝の国王証書がすべて偽造されたものか改竄されたものであることが証明されたことは、この書式集の「下限年代」をいっそう下げることになるかも知れません<sup>4</sup>。

マルクルフ書式集成立の「メロヴィング的」コンテキストはいっそう不確実になりましたが、このことはメロヴィング期の史料としてのその価値をまったく減じるものではありません。フランク時代の書式集は、とりわけアリス・リオによってその再評価がなされはじめたばかりなので<sup>5</sup>、私は次の点を付け加えるにとどめます。すなわち文書形式学のひとつの潮流がこの書式集を再び取り上げるように促していることです。2001年に出版されたメロヴィング国王証書集の新版は、有益にも滅失文書の分厚いカタログを含んでいます<sup>6</sup>。中世の文書形式学は、文書の「伝来」に、それゆえ史料の滅失にますます関心を向けるようになっていきます<sup>7</sup>。文書の伝来をめぐる研究は、いかなるタイプの文書が伝来の可能性が高く、逆にいかなるタイプの文書が失われやすいかを明らかにしようと試みることによって、とりわけ実際に作成された文書の類型を明確にするのに貢献すると思われます<sup>8</sup>。こうした研究において多様な種類の文書を含むマルクルフ書式集は無視

- 1 Marculfi Formulae (以後 F. Marc. と略記), in *Formulae Merowingici et Karolini aevi*, éd. Karl ZEUMER, Hanovre, 1886 (MGH Legum sectio, 5).
- 2 この論争については、Alice RIO, *The Formularies of Angers and Marculf: Two Merovingian Legal Handbooks*, translated with an introduction and notes, Liverpool, 2008, pp. 107–110.
- 3 A・ウッドホルムは688年以後に成立したとする。Alf UDDHOLM, *Formulae Marculfi. Études sur la langue et le style*, Uppsala, 1953. 688年と720年の間とするのは、Ingrid HEIDRICH, Titulatur und Urkunden der arnulfingischen Hausmeier, *Archiv für Diplomatik* 11/12 (1965/1966), pp. 71–279 : pp. 179–190. 年代確定をめぐる議論については、A. RIO, *op. cit.*, pp. 110–113.
- 4 *Die Urkunden der Merowinger*, éd. Carlrichard BRÜHL et Theo KÖLZER avec le concours de Martina HARTMANN et Andrea STIEDORF, 2 vol., Hanovre, 2001 (MGH Diplomata regum Francorum e stirpe Merovingica) (以後 DM と略記), Einleitung, p. XXVI.
- 5 註2で引いた書物の他に、以下の文献を参照のこと。A. RIO, Freedom and unfreedom in early medieval Francia: The evidence of the legal formularies, *Past and Present* 193 (2006), pp. 7–40 ; Ead., Charters, law codes and formulae: The Franks between theory and practice, in *Frankland. The Franks and the World of the Early Middle Ages. Essays in Honour of Dame Jinty Nelson*, éd. Paul FOURACRE et David GANZ, Manchester, 2008, pp. 7–27 ; Ead., *Legal Practice and the Written Word in the Early Middle Ages. Frankish Formulae, c. 500–1000*, Cambridge, 2009 (Cambridge Studies in Medieval Life and Thought, 4th series). 同じく次の研究も重要である。Warren BROWN, When documents are destroyed or lost : lay people and archives in Early Middle Ages, *Early Medieval Europe* 11–2 (2002), pp. 337–366.
- 6 註4参照。リストには415点の滅失文書が挙げられているが、うち8点は王妃の文書である。
- 7 Olivier GUYOTJEANNIN et Laurent MORELLE, Tradition et réception de l'acte médiéval : jalons pour un bilan des recherches, *Archiv für Diplomatik* 57 (2007), pp. 367–403.
- 8 Ibid., p. 399. また、Osamu KANO, Quelques notes sur la représentativité des actes transmis des Mérovingiens, *HERSETEC: Journal of Hermeneutic Study and Education of Textual Configuration* 2–1 (2008), pp. 33–42 参照。

できない豊かな史料です。かつてペーター・クラッセンは、メロヴィング国王証書について31種類（大分類で九つ）を挙げましたが<sup>9</sup>、伝来文書で知られるのは13種類だけです<sup>10</sup>。伝来文書が、現実には作成された国王文書の総体を十分に代表していないということではありません。というのも、サン・ドニ修道院を通じて比較的数多く原本が伝わっているおかげで<sup>11</sup>、伝来の可能性の少ない種類の文書もそこには含まれているからです。そうしたタイプの文書として、裁判文書と並んで、私法行為に由来する権利を確認する国王文書を挙げることができます。裁判文書と同じように（真正の裁判文書19点のうち17点か18点が原本の形で近代まで伝わっている）<sup>12</sup>、こうした確認文書の大半が原本で残っています（5点のうち4点がそうで、しかもこれら4点はパピルスに書かれている）<sup>13</sup>。しかしながら、裁判文書とは逆に、また贈与文書やイムニテート文書、あるいは流通税免除のような特権状とは対照的に、私の知る限りこれら確認文書についてはモノグラフィ研究が行われていません<sup>14</sup>。これら確認文書が想定される以上に数多く発給され、それゆえメロヴィング国王文書を代表する文書であるかもしれないだけに、こうした状況は残念に思われます。そしてマルクルフ書式集はそうした類の文書の書式をいくつか伝えています。

私はここでこの書式集の二つの文書を検討することにします。すなわち夫婦間贈与の確認（1書12番）ならびに、*preceptio de lesewerpo per manu regis*、すなわち王が死後贈与を確認した文書（1書13番）です。二つの書式に限定したのはにはいくつかの理由があります。とりわけ、他のすべての確認文書では王は私法行為を確認するだけであるのに対して、この二つの文書のみ、王が契約自体に関与したことを記録しているからです<sup>15</sup>。この二つの書式は、それゆえに単なる訴訟外裁判権の記録でもないし、単に権利保障という都市の登録簿 *gesta municipalia* の役割を国王証書が引き継いだことを示しているのでもありません。むしろこれらの書式は、当時の法的状況に関連してメロヴィング王が果たした役割についての証拠として、国王証書を評価するのを可能にしてくれます。メロヴィング王は、いかなる歴史的コンテキストにおいて、これら私法上の契約に関与したのでしょうか。私がここで考えてみたいのはこの問いであり、この問いがこれら二つの書式の「年代を確定する」試みへと私を導きます。

## 1. 書式12番・13番

マルクルフはその第一書において、王の手が介入する特殊な贈与を記録する二つの書式を、12番、13番

9 Peter CLASSEN, *Kaiserreskript und Königsurkunde. Diplomatische Studien zum römisch-germanischen Kontinuitätsproblem*, *Archiv für Diplomatik* 1 (1955), pp. 1–87, 2 (1956), pp. 1–115, rééd. à part : *Kaiserreskript und Königsurkunde. Diplomatische Studien zum Problem der Kontinuität zwischen Altertum und Mittelalter*, Thessalonique, 1977 (*Byzantina keimena kai meletai*, 15), pp. 138–140.

10 T. KÖLZER, *Die Edition der merowingischen Königsurkunden. Ein Werkstattbericht*, in *Documenti medievali greci e latini. Studi comparativi*, a cura di Giuseppe DE GREGORIO e Otto KRESTEN, Spolète, 1998 (*Testi, studi, strumenti*, 15), pp. 17–43 : p. 24.

11 偽造されていない文書78点のうちのおよそ半分、より正確には文書全体が真正な61点のうち38点が、サン・ドニ修道院の文書庫によって伝わる原本である。

12 原本で伝わる裁判文書は、DM 88, 93, 94, 95, 126, 135, 136, 137, 141, 143, 149, 153, 155, 156, 157, 167. 写しで伝わる3点の裁判文書（DM 79, 158, 187）のうち、DM 158の原本は17世紀にシュリーの文書庫にあったのが知られる。また、DM 187もおそらく17世紀に原本がなお存在していた（DM, p. 466参照）。

13 DM 22, 25, 28, 32, 75. このうちDM 25のみ写しで伝わる（ルマン司教事績録）。

14 裁判文書については、Werner BERGMANN, *Untersuchungen zu den Gerichtsurkunden der Merowingerzeit*, *Archiv für Diplomatik* 22 (1976), pp. 1–186 ; O. KANO, *La disparition des actes de jugement. Une conséquence de la reconstruction de l'espace de communication des diplômes par les Carolingiens?*, *SITES: Journal of Studies for the Integrated Text Science* 1–1 (2003), pp. 31–51. 特権状 (*præceptes*) については、Franz DORN, *Die Landschenkungen der fränkischen Könige. Rechtsinhalt und Geltungsdauer*, Paderborn et al., 1991 (Rechts- und Staatswissenschaftliche Veröffentlichungen der Görres-Gesellschaft. Neue Folge, 60) ; C. BRÜHL, *Die merowingische Immunität*, in *Chiesa e mondo feudale nei secoli X–XII*, 1995, pp. 27–44 ; Alain STOCLET, *Immunes ab omni teloneo. Étude de diplomatique, de philologie et d'histoire sur l'exemption de tonlieu au haut Moyen Âge et spécialement sur la Praeceptio de navibus*, Bruxelles-Rome, 1999 (*Institut historique belge de Rome, Bibliothèque* 45), etc.

15 G・テシエは、デナリウス投げによる奴隷解放を確認する *praeceptum denariale* (F. Marc. I, 22) もそうした文書のひとつとみなす見解に傾いている。Georges Tessier, *Diplomatique royale française*, Paris, 1962, p. 13.

のもとにまとめています。

#### 【12番】Preceptum interdonationis（付録1番）

この書式は *preceptum interdonationis*、すなわち夫婦間贈与の国王証書と呼ばれています。『創世記』から一節を引用する序文に続いて、ある夫婦が宮廷にやってきて、子供に恵まれないために互いに王の手を通じて財産を贈与したことが記されています。夫妻は互いにいくつかのヴィラと動産とを次の条件で贈与しました。すなわち、夫妻は、存命中、教会への寄進の可能性を保ったままこれらすべての財産を保有すること、一方が死亡した場合には、他方が用益権でそれらを保有すること、そして二人とも死亡した場合には、教会への寄進と、それに値する奉仕人への報酬分を除いてすべての財産が法定相続人に帰することです。王はこの贈与を確認しています。

#### 【13番】Precepicio de leseuuerpo per manu regis（付録2番）

続く書式は、王による死後贈与の確認を記しています。一般的な内容を持つアレンガで始まるこの書式は次の内容を描いています。ある住民が宮廷にやってきて、彼の財産(複数のヴィラ)を *festuca* 投げ(*leseuuerpo*)<sup>16</sup>によって王に贈与しました。その際彼は、王に対して、自分の死後当該の財産を、自分の選んだ別の人物に与えるとともに、死ぬまではその財産を用益権で使うことができるよう頼んでいます。王は請願通りにこの贈与を行い、確認しています。

これらの書式は、いつの時代の証拠とみなすことができるのでしょうか。マルクルフが実際に作成された国王証書を目にしていたのは確実ですが、この種の国王証書はフランク時代から一通も残っていません。滅失文書の中にこの種の証書を探しても無駄です。だからといって、この種の証書は実際に作成されなかったのではなく、むしろ伝来の可能性がほとんどないと言った方が良いでしょう。伝来しなかったのは、俗人を受給者とする文書であり、また少なくとも第一の書式に関しては、とりわけ存命者の権利を保障する文書だったからです。こうしたことは、もちろんこの種の文書が頻繁に作成されたことを証明するものではありませんが、滅失の可能性は考慮に入れられるべきです。

書式の年代確定のための主要な方法は、この二つの文書には適用できないわけですが、その成立のコンテクストを考察するのを助けてくれる史料はあります。とりわけ、ダゴベルト1世の治世(623~638年)に編纂されたと考えられている『リプアリア法典』は、第一の書式と密接に関連する章を含んでいます<sup>17</sup>。引用します。

#### 50章 アファトミーについて (De adfatimire)

1. *Si quis procreatione filiorum vel filiarum non habuerit, omnem facultatem suam in presentia regis, sive vir mulieri sive mulier viro seu cuicumque libet de proximis vel extraneis adoptare in hereditate vel adfatimi[re] per scripturarum seriem seu per traditionem et testibus adhibetis, secundum legem Ribvariam licentiam habeat.* (誰かが息子もしくは娘を持たない場合には、彼はリプアリア法に従って、自己の全財産を国王の面前で、夫が妻に対して、あるいは妻が夫に対して、あるいは親族か外部の誰かに対してであれ、証書によるか、あるいは証人の面前での引渡によって、相続人として養子を取るか、アファトミーすることが許される

16 この言葉については、*Formulae*, p. 51, n. 1 (= *festucam in laisum (sinum) iactare*), et Hans Friedrich ROSENFELD, *Salfränkisch laisus* „Schoss“, althochdeutsch *lesa* „Falte“ und frz. *rue* „Strasse“, in *Literatur und Sprache im europäischen Mittelalter. Festschrift für Karl Langosch*, éd. Alf ÖNNERFORS et al., Darmstadt, 1973, pp. 109–138 (膝の上に載せることや抱擁の象徴)。

17 *Lex Ribvaria*, éd. Franz BEYERLE et Rudolf BUCHNER, Hanovre, 1954 (*MGH LL nat. Germ.* III, 2), c. 50, p. 101.

べし。)

2. *Quod si adfatimus fuerit inter virum et mulierem, post discessum amporum ad legitimos heredes revertatur, nisi quantum, qui pare suo supervixerit, in elymosina vel in sua necessitate expenderit.* (もしアフアトミーが夫と妻とのあいだに行われた場合には、両者の死後、財産は法定相続人に帰すべし。ただし、配偶者より長らえた者が、寄進や自己の必要のために処分したものは除く。)

この章と第一の書式(1書12番)との類似は際だっているのですが、この書式をこの法典が適用された事例とみなしたくなります<sup>18</sup>。けれども、内容の一致はこうした仮説を提起するのに十分ではありません。なぜなら、フランク族の諸法典は、西ゴートやランゴバルドの法と異なり、編纂時点の日常的な法実践とほとんど関連性を持たないとみなされているからです<sup>19</sup>。法実践のためというより、イデオロギー的・象徴的機能を果たしたことが、とりわけイギリスの歴史家によって強調されています<sup>20</sup>。しかし、ベルンハルト・ユッセンが正しく指摘しているように、フランクの法典がある時期、ある地域の法慣行を反映している可能性は排除されません<sup>21</sup>。我々の問題に関して、この第50章は進むべき道を示しています。というのも、それは夫婦間贈与を「adoptare in hereditatem, adfatimus (相続人として養子を取ること、すなわちアフアトミー)」と定義しているからです。第一の書式を時代の中に位置づけるために、まずアフアトミーの発展を辿らなければなりません。

## 2. アフアトミーの変遷

1971年にヴォルフガング・ゼラートは、アフアトミーについての研究は19世紀半ばに止まったままであると書きました<sup>22</sup>。それ以後アフアトミーは散発的に、たいていはこの制度の一側面でしかない養子に関する研究の枠の中で考察されてきました<sup>23</sup>。近年アドリアン・シュミット＝レクラが再びアフアトミーを対象として取り上げましたが、主に法的な観点から検討しています<sup>24</sup>。アフアトミーの変遷を辿るには、いまな

18 *Formulae*, p. 50, n. 2.

19 Hermann NEHLSSEN, *Zur Aktualität und Effektivität germanischer Rechtsaufzeichnungen*, in *Recht und Schrift im Mittelalter*, éd. P. CLASSEN, Sigmaringen, 1977 (Vorträge und Forschungen, 23), pp. 449–502.

20 J. M. WALLACE-HADRILL, *Early germanic kingship in England and on the Continent*, Oxford, 1971, pp. 37, 44 ; Patrick WORMALD, *Lex scripta et verbum regis. Legislation and germanic kingship, from Euric to Cnut*, in *Early medieval kingship*, éd. Peter SAWYER et Ian WOOD, Leeds, 1977, pp. 105–138 ; A. C. MURRAY, *Germanic kinship structure. Studies in law and society in antiquity and the early middle ages*, Toronto, 1983 (Studies and texts, 65), pp. 127–129.

21 Bernhard JUSSEN, *Patentschaft und Adoption im frühen Mittelalter*, Göttingen, 1991 (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, 98), p. 57. Voir aussi des critiques contre Nehlsen et Wormald, données par W. SELLERT, *Aufzeichnung des Rechts und Gesetz*, in *Das Gesetz in Spätantike und frühem Mittelalter*, éd. W. SELLERT, Göttingen, 1992 (Abhandlungen der Akademie der Wissenschaften in Göttingen. Phil.-Hist. Klasse, dritte Folge, 196), pp. 67–102.

22 W. SELLERT, Art. « Erbvertrag », in *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, 1, 1971, col. 981.

23 Karl August ECKHARDT, *Studia Merovingica*, Aalen, 1975, pp. 240–254 ; B. JUSSEN, *op. cit.*, pp. 57–61 ; Emmanuelle SANTINELLI, *Continuité ou rupture ? L'adoption dans le droit mérovingien*, *Médiévales* 35 (1998), pp. 9–18 ; Ead., *Ni « Morgengabe » ni tertia mais dos et dispositions en faveur du dernier vivant. Les échanges patrimoniaux entre époux dans la Loire moyenne (VII<sup>e</sup>–XI<sup>e</sup> siècle)*, in *Dots et douaires durant le haut moyen âge*, sous la direction de François BOUGARD, Laurent FELLER et Régine LE JAN, Rome, 2002 (Collection de l'École française de Rome, 295), pp. 245–275 : pp. 255–256.

24 Adrian SCHMIDT-RECLA, *Mancipatio familiae et Affatome. Überlegungen zu Paralleentwicklungen im römischen und fränkischen Recht und zu Rezeptionsbedingungen im Frühmittelalter*, in *Leges — Gentes — Regna. Zur Rolle von germanischen Rechtsgewohnheiten und lateinischer Schrifttradition bei der Ausbildung der frühmittelalterlichen Rechtskultur*, éd. Gerhard DILCHER et Eva-Marie DISTLER, Berlin, 2006, pp. 461–486. Je n'ai pu consulter son habilitation : *Kalte oder warme Hand ? Verfügungen von Todes wegen im fränkischen und sächsischen Recht des Mittelalters*, Habilitationsschrift Leipzig, 2006. Voir aussi Id., *Frühmittelalterliche Verfügungen von Todes wegen — juristische Begriffe und Definitionen*, in *Fränkische Herrscher- und Fürstentestamente im westeuropäischen Mittelalter*, éd. Brigitte KASTEN, Cologne/Weimar/Vienne, 2008 (Reihe Norm und Struktur. Studien zum sozialen Wandel in Mittelalter und Früher Neuzeit), pp. 35–65.



お19世紀の研究に頼らなければなりません<sup>25</sup>。

アフアトミーは、家族以外の者や相続権を持たない親族に財産を相続させるための奇妙な行為です<sup>26</sup>。ゲルマン人の間では法定相続以外の相続は存在しなかったとされています。サリ・フランク人において、自有地（アロッド）の継承は次のように定められていました<sup>27</sup>。最初に子供が財産を相続し、子供がいない場合には死者の親である父や母、次に兄弟姉妹、母方の叔母（母の姉妹）、父方の叔母、そして最後に父系の最近親者が相続します。したがって相続の順位は厳格に定められていました。アフアトミーが用いられたのは、こうした相続法の厳格さを緩和するためでした。アフアトミーは、6世紀初頭に編纂された<sup>28</sup>『サリカ法協約』で初めて証明されますが、急速に衰退します。最初は、複雑で形式主義的な手続きで行われていました<sup>29</sup>（付録3番）。処分者は、集会（mallus）に、thunginus か centenarius の面前に、家族と無縁の者とともにやってきて、真の受贈者の名前を示しながら、この者（家族と無縁の者）に festuca を投じます。続いてこの仲介者が贈与者の家に赴き、そこに身を落ち着け、三人の客人を迎えます。そして一年以内に正規の集会（mallus legitimus）に戻ってくるか、王の面前に赴き、そこで受贈者に festuca を投じます。この段階でこの受贈者は「相続人」（heres）と呼ばれています。かくしてこの法律行為が完了します。その3世紀後、アフアトミーの手続きは大幅に簡略化されていました。803年のカール大帝のカピトゥラリアによると、いまや王や伯あるいは国王巡察使の面前で引渡をすれば十分でした<sup>30</sup>。

手続きの簡略化とともに、その法的性格も変容しました。『サリカ法典』のアフアトミーの法的性格については多くの点で議論がありますが<sup>31</sup>、それが相続人指定に関わっていることは確実に私には思われます。しかし、9世紀になると、819年のルイ敬虔帝のあるカピトゥラリアは、アフアトミーを単なる引渡と定義しています<sup>32</sup>。これは、アフアトミーの形式と機能についての記憶が失われていたことを示すでしょう。カロリング初期から、adfatimus と呼ばれる三つの書式が残っています。8世紀後半に成立したと考えられる『リンデンブルッフ書式集』<sup>33</sup>のある文書は、より長生きした者を真の相続人にすることを定めた夫

25 Georg BESELER, *Die Vergabung von Todes wegen nach dem älteren deutschen Recht*, Göttingen, 1835 ; Andreas HEUSLER, *Institutionen des deutschen Privatrechts*, Leipzig, 1885–1886 ; Karl VON AMIRA, *Erbenfolge und Verwandtschafts-Gliederung nach den altniederdeutschen Rechten*, Munich, 1874 ; Richard SCHRÖDER, *Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte*, fünfte verbesserte Auflage, Leipzig, 1907 ; Henri AUFFROY, *Évolution du testament en France des origines au XIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1899 ; Robert CAILLEMER, *Origines et développements de l'exécution testamentaire, époque franque et Moyen Age*, Lyon, 1901, etc.

26 Adfatimire という言葉に関する文献学的な研究は扱わないことにする。R. SCHRÖDER, Art. « adfatimire », in *Deutsches Rechtswörterbuch*, 1, 1914–1932, col. 441 ; Annette DE SOUSA COSTA, *Studien zu volkssprachigen Wörtern in karolingischen Kapitularien*, Göttingen, 1993 (Studien zum Althochdeutschen, 21), pp. 162–164.

27 *Pactus Legis Salicae*, 59, éd. Karl August ECKHARDT, Hanovre, 1962 (MGH LL nat. Germ. IV, 1), pp. 222–224. Voir Régine LE JAN, *Famille et pouvoir dans le monde franc (VII<sup>e</sup>–X<sup>e</sup> siècle). Essai d'anthropologie sociale*, 1995, Paris, p. 233. Cf. Hans-Werner GOETZ, *Coutume d'héritage et structures familiales au haut moyen âge*, in *Sauver son âme et se perpétuer : transmission du patrimoine et mémoire au haut Moyen Âge*, sous la direction de François BOUGARD, Cristina LA ROCCA et Régine LE JAN, Rome 2005 (Collection de l'École française de Rome, 351), pp. 203–237.

28 *Pactus* の成立年代については、以後 Étienne RENARD, « Archéologie » d'un texte juridique du haut moyen âge : La Lex Salica を参照。

29 *Pactus Legis Salicae*, 46, pp. 176–181.

30 *Capitulare legi Ribuariae additum*, c. 8 : “XLVIII cap. Qui filios non habuerit et alium quemlibet haeredem sibi facere voluerit, coram rege vel coram comite et scabineis vel missis dominicis, qui tunc ad iustitias faciendas in provincia fuerint ordinati, traditionem faciat”, in *Capitularia regum Francorum* (= Cap.) t. I, éd. Alfred BORETIUS, Hanovre 1883 (MGH Legum sectio II), no. 41, p. 118.

31 A. SCHMIDT-RECLA, op. cit., pp. 476–483.

32 *Capitula legi Salicae addita*, c. 10 : “De affatomie dixerunt quod traditio fuisset. De hoc capitulo iudicaverunt, ut, sicut per longam consuetudinem antecessores eorum facientes habuerunt, ita et omnes qui lege Salica vivunt, inantea habeant et faciant”, in Cap. t. I, no. 142, p. 293. P. JOBERT, *La notion de donation. Convergences : 630–750*, Dijon, 1977, pp. 59–61.

33 Pour les *Formulae Saicae Lindenbrogianae*, Alice RIO a cependant mis en doute l'existence d'un formulaire indépendant : *Legal Practice...*, pp. 103–104.

婦間贈与を記録しています（24番）<sup>34</sup>。8世紀末に編纂された『メルケル書式集』は、*adfatus* のタイトルを持つ二つの書式を含んでいます<sup>35</sup>。24番は孫を相続人にする法律行為を記しているのに対して、25番は息子を持っていたと考えられるある叔父が、その晩年の世話をするという条件で甥に財産を贈与した生前贈与の記録です。類似した財産の移転を記録する書式が他に存在しますが、アファトミーという言葉は用いられていません<sup>36</sup>。この用語の使用は、書式については、「サリカの」と呼ばれる書式集に限られています。マルクルフはアファトミーに似た法律行為に関する書式をまとめていますが、このタームを用いていません<sup>37</sup>。アファトミーは常に相続財産の帰属に関連していますが、多様な目的に用いられる行為となっています<sup>38</sup>。

このようなアファトミーの変容を説明するには、19世紀にアンドレアス・ホイスラーが描いた図式がなお有効であると私には思われます。彼はアファトミーの衰退を、死後贈与（*donatio post obitum*）との融合によって説明しました<sup>39</sup>。この二つの制度は互いに異なる目的を、アファトミーは相続人指定、死後贈与は財産の一部を遺贈することを目的としていました。彼は、アファトミーが死後贈与となり、死後贈与がアファトミーの古き象徴主義をとどめている我々の第一の書式（1書13番）の中に、この融合の完璧な姿を見えています<sup>40</sup>。ホイスラーはまた、アファトミーの適用領域の拡大が夫婦間贈与との結合とともに始まったとしています<sup>41</sup>。したがって、我々の二つの書式は、アファトミーが消滅へといたる変容過程のまっただ中の時期にあった記録であると言えます。

この説明は私には適切であるように思われるので、ここではそれを補うにとどめ、この融合のコンテキストをいっそう明確にするよう努めたいと思います。

### 3. アファトミーと夫婦間贈与

#### 1) 夫婦間贈与

アファトミーという用語に言及する史料は七つしかありません<sup>42</sup>。「サリカ法の」書式を含めて、すべてフランク法、サリカ法カリプアリア法に関連しています。この慣行がフランク法の慣行であることを示しています<sup>43</sup>。興味深いのは、いかなる法律行為が問題となっているかを知るのを可能にする五つのケースで、二つが婚姻中の夫婦間贈与に関わっていることです。リンデンプルッフの書式と『リプアリア法典』の第50章です。

『リプアリア法典』第50章の構成そのものが示唆的です。この章は、アファトミーのカテゴリーの中で最初に夫婦間贈与を挙げているだけでなく、その第二項は夫婦間でのアファトミーのみを扱っているのです。アファトミーに関するこの章が、夫婦間贈与について法を定め、夫婦間贈与をアファトミーというフランク

34 *Formulae Salicae Lindenbrogianae*, 13, in *Formulae*, pp. 275–276 : “Propterea has duas epistolas adfatimas uno tenore conscriptas...” (p. 276, l. 12).

35 *Formulae Salicae Merkelianae*, 24, 25, in *Formulae*, pp. 250–251.

36 たとえば、Merkel, no. 25 (*adfatus*) のモデルである F. Marc. II, 11.

37 F. Marc. II. 7–8, 10–14.

38 P. JOBERT, *op. cit.*, p. 59.

39 A. HEUSLER, *op. cit.*, p. 626.

40 *Ibid.*, p. 627.

41 *Ibid.*, pp. 625–626.

42 すべての事例は、R. SCHRÖDER, « *adfatus* » に挙げられている。

43 アファトミーが「汎ゲルマン的」(R. SCHRÖDER, « *adfatus* ») であったということではない。E・マニユー＝ノルティエは、反対の意味で極端な見解に達している。Elisabeth MAGNOU-NORTIER, *Remarques sur la genèse du Pactus legis Salicae*, in *Clovis. Histoire et mémoire. Le baptême de Clovis, l'événement*, sous la direction de Michel ROUCHE, Paris, 1997, pp. 495–538.

ランゴバルド法は « *gairithinx* » と呼ばれる類似の法慣行を知っている。最新の研究として、Gerhard DILCHER, « *Per gairithinx secundum ritus gentis nostrae confirmantes* ». Zu Recht und Ritual im Langobardenrecht, in *Leges — Gentes — Regna*, pp. 419–448, とくに pp. 429–430, 435.

法の制度の枠組みの中で定義し直すことをも目的としていたという印象を受けざるを得ません。

我々の書式がそのアレンガで示すように、夫婦間贈与は、確認されるべき法律行為として独自のカテゴリーをなすものとして認識されていました。それは事実、アファトミーとは異なる制度に遡ります。ローマ法に遡る慣行なのです。ローマ法では、死亡日に効力を発生し、撤回可能な遺言制度があったので、アファトミーのような複雑な手続きに頼る必要はありませんでした<sup>44</sup>。婚姻中の夫婦間贈与の発展に関しては、遺言に関するワレンティアヌス3世の勅法が重要で<sup>45</sup>。この皇帝は、夫婦が子供のいない場合に互いを相続人に定めることを認めています。この権利は *ius liberorum*（子の権利）と呼ばれるものですが、このタームは、ヴェルナー・ベルクマンによると579年に遡る夫婦間贈与の最古の書式（アンジュー書式集41番）のタイトルとして用いられています<sup>46</sup>。この書式は、財産の4分の1を法定相続人に留保し、残る4分の3を存命中の配偶者に遺贈するのを可能にするローマ法の規定に従っています。夫婦間贈与はフランク時代の多くの書式で証明されますが（16点）<sup>47</sup>、もともと相続人指定のためのローマの慣行に遡るのです。アファトミーと夫婦間贈与はともに、相続法の規則を回避することを主要な目的として行われたので、両者の融合への道は、初発から開けていたと想定できます。ローマ式の夫婦間贈与もまた、しかしながら、変容します。ジョジアヌ・バルビエが明らかにしたように、この慣行は8世紀の半ば以前に、むしろ存命者に用益権を留保したり、教会への贈与の可能性を確保するために行われるようになっていました<sup>48</sup>。われわれの書式はその証拠の一つです。残念ながら、この変化がいつ始まったかを書式から知るすべはありません。というのも、メロヴィング期の書式はアンジューのそれを除いてすべて、マルクルフ書式集か8世紀半ばに編纂されたトゥール地方書式集で伝わるからです<sup>49</sup>。

メロヴィング期におけるアファトミーと夫婦間贈与との融合の明示的な証拠は、我々の書式（1書12番）と『リプアリア法典』だけです。6世紀については、『サリカ法協約』を別として、アファトミーに言及する史料は1点しかありません。それは、524～557年の間に『サリカ法典』に付加された勅令です<sup>50</sup>。この勅令は、ある男性が、妻が死亡した後に、別の女性をめとろうと望んだ際の、亡き妻の *dos* の帰属について定めています。死亡した妻の *dos* の継承の仕方一般、ならびに子供が未成年の際の *dos* の継承について規定した後、次のように定めています。

44 Michel HUMBERT, L'acte à cause de mort en droit romain, in *Actes à cause de mort I : Antiquité*, Bruxelles, 1992 (Recueils de la Société Jean Bodin, 59), pp. 131-162.

45 Nov. XXI, 1, Interpretatio : “Haec lex de aliis titulis testamentorum id amplius habet, ut, in coniugio positi si filios non habeant, seu maritus uxorem seu uxor maritum voluerit, relinquat heredem, quod ius dicitur liberorum”, in *Codex Theodosianus II : Leges novellae ad Theodosianum pertinentes edidit adiutore Th. Mommseno*, P. M. MEYER, Unveränderte Neuauflage (= 1. Auflage, Berlin), Hildesheim, 2000, p. 110.

46 *Formulae Andecavenses*, 41 (pp. 18-19) ; W. BERGMANN, Verlorene Urkunden nach den *Formulae Andecavenses*, *Francia* 9 (1981), pp. 3-56 : p. 45. « *Ius liberorum* » の書式はもう1点知られる。 *Formulae Visigothicae*, 24 (p. 587).

47 *Formulae Andecavenses*, 41 ; F. Marc. I, 12, II-7, 8, 17 ; *Formulae Turonenses*, 17, 18 ; *Formulae Salicae Merkelianae*, 16 ; *Formulae Salicae Lindembrogiana*, 13, add. 1 (= F. Marc. II, 7) ; *Collectio Flaviniacensis*, 24, 25 (= *Formulae Turonenses*, 17, 18) ; *Formulae Augienses*, 26, 27 (= F. Marc. II, 7, 8) ; René POUPARDIN, *Fragments du recueil perdu de formules franques dites « Formulae Pitthoei »*, *Bibliothèque de l'École des chartes* 79 (1908), pp. 643-662, nos. 39, 40 (= F. Marc. II, 7).

48 J. BARBIER, *Dotes, donations après rapt et donations mutuelles. Les transferts patrimoniaux entre époux dans le royaume franc d'après les formulaires (VI<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> siècle)*, in *Dots et douaires dans le haut moyen âge*, sous la direction de Fr. BOUGARD, L. FELLER et R. LE JAN, Rome, 2002, pp. 353-388 : pp. 375-383.

49 教会への寄進や、用益権の留保といった要素は、年代を確定するのに役に立たない。

50 *Pactus legis Salicae*, 101 (*Capitulare III*), p. 258. Cette datation est donnée dans *Die Gesetze des Merowingerreiches 481-741*, übersetzt von Karl August ECKHARDT, I. *Pactus Legis Salicae*, Witzzenhausen, 1963 (Germanenrechte. Texte und Übersetzungen, Bd. 1), p. 10. 同じく、Heinrich BRUNNER, *Die fränkisch-romanische dos*, in *Sitzungsberichte der Berliner Akademie* 1894, repris dans son *Gesammelte Aufsätze*, t. II, Weimar, 1931, pp. 78-116 : pp. 102-110, とくに p. 109.

『サリカ法協約』第101章（カピトゥラリア III）

2. *Si uero de anteriore uxore filios non habuerit, parentes, qui proximiores sunt mulieris defuncti, duas partes dotis recolligant et dua lectaria demittant [et] dua scamna cooperata [et] duas cathedras. Quod si istud non fecerint, tertia sola de dote recolligant ; [et] tamen si per adfatimus antea non co(u)u(en)erint.*（妻を失い、別の女性と結婚を望む）男性が、亡き妻との間に子供を持たない場合、亡き妻の最近親者たちが、dos の 3 分の 2 を受け取り、ベッドカバー 2 つ、長椅子 2 つ、座椅子 2 つを譲るように。最近親者たちがこれを行わない場合（これらを譲らない場合）には、dos の 3 分の 1 のみを得るように。しかしながら、前もって彼らの間でアフアトミーによって取り決めがなされていないかぎりにおいて（以上のようになすべし）。

最後の文章の「アフアトミー」は、定められた規則を回避するために、夫と死亡した妻の親族との間で結ばれたと解釈されています<sup>51</sup>。しかし、夫と死亡した妻の親族との間で、妻の dos の継承についてなされた同意や契約<sup>52</sup>を示すのに、*adfatus* という用語を用いるのは私には奇妙に思われます。アフアトミーが死亡した妻の dos に関してなされたとすれば、dos を自由にできたのは妻ではなかったのでしょうか。この場合には、アフアトミーは夫と死亡した妻との間でなされたことになり、夫婦間贈与ということになります<sup>53</sup>。そもそもこの規定は子供の不在の場合の dos の帰属について定めているのですから。私は、この立法の内容とは矛盾しないこの解釈に傾いています。ともかく確実なのは、アフアトミーが死亡した妻の dos に関連していることです。キルペリク 1 世のある勅令（561～584）が示唆するように<sup>54</sup>、dos の継承は 6 世紀において争いの対象の一つでした。死亡した妻の dos は、しばしば、自分たちをその正当な相続人とみなす人々が、不利益を被ったと感じるような仕方でも継承されたのでしょう。残念ながら、夫婦間贈与においては妻が夫に贈与した財産の中に dos は言及されていませんが、ときおりその中に含まれていたと考えられます<sup>55</sup>。夫婦間贈与がすでに 600 年以前に dos の「適法な」継承を迂回する一つの手段として用いられたと想定するのは軽率かもしれませんが、その可能性は今後検証されなければならないでしょう。

ともかく、手がかりはきわめて乏しいものの、アフアトミーと夫婦間贈与の融合の可能性はすでに 6 世紀に存在していました。両者の融合が『リプアリア法典』の発布以前に始まっていた可能性は排除されません。私には、この法典は異なる法的伝統を持つ夫婦間贈与の慣行を、フランク法の枠組みの中に組み入れることを一つの目的としていたと思われる。

## 2) アフアトミーと王の介入

アフアトミーと夫婦間贈与の融合は、それだけでは、夫婦間贈与への王の関与を説明できません。夫婦間贈与の中で、古き象徴主義とともに王の関与を記録するのは我々の書式だけなのです。そして、我々の二つの書式を一つにまとめるのは、この王の介入です。この側面は検討に値します。

メロヴィング王が、『サリカ法典』におけるその最初の言及から早くもアフアトミーへの関心を示していたことはすでに見ました。三段階の手続きが、『リプアリア法典』の編纂時期に王の面前での一回の行為へ

51 *Lex Salica zum akademischen Gebrauche*, herausgegeben und erläutert von Heinrich GEFFCKEN, Leipzig, 1898, p. 243 : « Den gesetzlichen Teilungsmodus können die Parteien durch Affatomie (vgl. Erläuterungen zu Sal. 46 : S. 178ff.) abändern ».

52 以下に、K. A. ECKHARDT と T. J. RIVERS による翻訳を掲げておく。« jedoch «nur» wenn sie nicht vorher durch Freikauf übereingekommen sind » (*Die Gesetze des Merowingerreiches 481–741, I. Pactus Legis Salicae*, p. 113) ; « and only if they have not agreed previously by contract » (*Laws of the Salian and Ripuarian Franks*, New York, 1986, p. 131).

53 Cf. Doris HELLMUTH, *Frau und Besitz. Zum Handlungsspielraum von Frauen in Alamannien (700–940)*, Sigmaringen, 1998 (Vorträge und Forschungen, Sonderband 42), p. 117, n. 284 (« Nur angemerkt sei die Tatsache, dass am Schluss der Bedingung die Möglichkeit erwähnt wird, diese Regelung durch schriftlichen Vertrag zwischen den Ehepartner, den *adfatus*, zu ändern »).

54 *Chilperici Edictum*, c. 5, in Cap. I, no. 4, p. 8. Cf. H.-W. GOETZ, *La dos en Alémanie*, in *Dots et douaire*, pp. 305–327 : p. 313, n. 41.

55 J. BARBIER, *Dotes...*, p. 380 sur Lindenbruch 16.



と変容していたことも見ました。我々の第二の書式は、なお第三者の介入と *festuca* 投げを描いているという理由で、この二つの法典の間の移行期を反映しているのでしょうか。これは可能な想定ですが、証明はできません。

手続きの単純化の背後には、もちろん、死後贈与との融合があります。死後贈与は複雑な手続きを必要としませんから。しかし、なぜ王は手続きそのものに介入したり、あるいは自己の面前でのアフアトミーを義務づけたのでしょうか。一般的な水準では、相続法への王の関心は、6世紀と7世紀初頭について、メロヴィング朝の勅令によって十分に証明されます。相続や相続財産に関する規定を含む勅令は四つ知られています<sup>56</sup>。そのうちの一つ、596年の *Decretio Childeberti* の第一条は、孫の相続権を認めています<sup>57</sup>。これは、立法によって許可された一種のアフアトミーです。6世紀初頭から7世紀初頭にかけて、相続法はメロヴィング王にとって関心事の一つでした。しかし、これはあまりに一般的な手がかりです。

アフアトミーが行われる枠組みに関しては、王による *thunginus* の役割の継承が我々の注意を引きます。*Thunginus* は『サリカ法典』にしか現れません<sup>58</sup>。彼の面前で行われるほとんどすべての法律行為は、相続財産の移転か親族の利害に関する事柄に関わっています<sup>59</sup>。王の介入は、私法行為に公共性と認可とを与えるのみでなく、またアフアトミーのような手段によって遺産の帰属に関わる争いを予防するという役割を、*thunginus* から奪い取ることを目的としていたかもしれません。仮にそうであるとすれば、*thunginus* がメロヴィング王権確立以前に小王的存在であったとするラインハルト・ヴェンスクスの仮説<sup>60</sup>は、アレクサンダー・マレーのような歴史家たちが断罪するほど馬鹿げたものではないように思われます<sup>61</sup>。

夫婦間贈与については、異なる発展を想定しなければなりません。それがもともとアフアトミーのような複雑な行為も、王の関与も必要としなかったのを指摘することが重要です。我々の書式を除いて、すべての夫婦間贈与は王の関与なしに行われています。最古の書式 (*Angers 41, Tours 17, F. Marc. II 17*) は、都市での手続きや都市の登録簿 *gesta municipalia* への登録を描いています<sup>62</sup>。我々の書式における王の介入は、都市制度の衰退を想起させるので、この点で王による滅失文書の確認 (*apennis*) に近いと言えます<sup>63</sup>。しかし、後者では王は権原を確認するだけであるのに対して、夫婦間贈与は王の手を通じて行われています。我々の第一の書式における王の手の言及は、第二の書式で描かれているような手続きを参照しています。王による夫婦間贈与の確認は、第二の書式よりも後の時代のものと思われる。王の手という象徴がそこで用いられているのは、王が法的伝統の相違を意識したからではないのでしょうか。王はそうすることによって、ローマ法とフランク法の伝統とを統合しようとしたものと思われる。

56 *Chilperici Edictum*, c. 1, 3, 4, 5; *Decretio Childeberti*, c. 1; *Praeceptio Chlotharii II*, c. 2; *Edictum Chlotharii*, c. 6, in *Cap. I*, pp. 8, 15, 18, 21. Ingrid WOLL, *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der merowingischen Kapitularien*, Francfort, 1995 (Freiburger Beiträge zur mittelalterlichen Geschichte, 6), p. 79 参照。また、*Pactus legis Salicae*, c. 66 = cap. I, c. 100, 101 = cap. III, etc.

57 *Decretio Childeberti*, c. 1.

58 *Pactus Legis Salicae*, c. 44 (*De reipus*), 46 (*De acfatmire*), 50 (*De fides facta*), 60 (*De eo qui se de parentilla tollere uult*), pp. 168–173, 176–181, 189–195, 225.

59 50章を除く。そこではトゥングヌスは、信約 (*fides facta*) を行ったにもかかわらず支払いを拒む債務者を強制するように養成されている。これらについては、西川洋一氏がすでに重要な指摘を行っている。西川洋一「法が生まれるとき——初期中世ヨーロッパの場合」林信夫・新田一郎編『法が生まれるとき』創文社、2008年、69–70頁。

60 R. WENSKUS, *Bemerkungen zum Thunginus der Lex Salica*, in *Festschrift für Percy Ernst Schramm zu seinem 70. Geburtstag*, Bd. 1, Wiesbaden, 1964, pp. 217–236.

61 A. C. MURRAY, *From Roman to Frankish Gaul: “Centenarii” and “Centenae” in the Administration of the Merovingian Kingdom*, *Traditio* 44 (1988), pp. 59–100.

62 *Formulae Andegavenses* 41, *F. Marc. II*, 17, *Formulae Turonenses* 17.

63 メロヴィング期からは1点の書式しか知られていない (*F. Marc. I*, 33)。失われた権原に代わる文書については、最新の研究として次の論文を挙げておく。Christian LAURANSON-ROSAZ et Alexandre JEANNIN, *La résolution des litiges en justice durant le haut Moyen Âge : l'exemple de l'apennis à travers les formules, notamment celles d'Auvergne et d'Angers*, in *Le règlement des conflits au Moyen Âge*, Paris, 2001 (XXXI<sup>e</sup> Congrès de la SHMES), pp. 21–33.

アフアトミーへの王の介入は、ローマ法とフランク法の融合プロセスを示す一つのエピソードでしかありませんでした。『リプアリア法典』は王の面前でのアフアトミーを義務づけていますが、アフアトミーは地方集会で行われ続けたと考えられます。このことは、「アフアトミー」と明示的に呼ばれていないが、単に我々の定義によってだけでなく、同時代人によってもアフアトミーと同一視されうる書式によって証明されます<sup>64</sup>。803年にカール大帝は、『リプアリア法典』のこの章を修正し、アフアトミーが（このタームは使われていませんが）王や伯とスカピヌスや国王巡察使の面前で行われるように定めています。法制史家たちは、この勅令を次のように解釈してきました。これによってアフアトミーが王の面前以外でも可能になった、あるいは *thunginus* の取り仕切る手続きを定める『サリカ法典』の第46章に基づいている<sup>65</sup>、と。こうした説明は説得力を欠いているどころか、書式の与える情報と矛盾しているように思われます。アフアトミーは、すでに7、8世紀に都市や地方の名士 (*boni homines*) の面前で、さらには伯の面前で行われていたと想定しなければなりません。803年のカピトゥラリアは、実践と法典との乖離が認識された結果なのではないでしょうか。

### 3) ローマ法とフランク法の融合の一つのメカニズム

我々の書式、とくに第一の書式は単にアフアトミーの変遷の証拠であるばかりでなく、ローマ法の伝統とフランク法の伝統の融合の証拠でもあります。最後に、アフアトミーの変遷を例にとって、この融合についてあえて一つの仮説を提起したいと思います。

『リプアリア法典』が『サリカ法典』よりもローマ法の影響を受けていることはよく知られています。たとえば、*secundum legem Romanam* 奴隷解放 (58章、61章)、多様な法律行為での証書の利用 (37章、48章、57章、59～61章、67章)、アフアトミーのようなフランク法の慣行へのローマ法の用語の使用などを挙げることができます。パトリック・ウォーモルドは、「フランクの法文化そのものが、『リプアリア法典』が編纂された時代にはより「ローマ的」となっていた」と書いています<sup>66</sup>。彼はまた、『リプアリア法典』に見られる新しい諸要素と同じく、マルクルフ書式集はローマの伝統と「ゲルマンの」伝統を統合する試みを示しているとしています<sup>67</sup>。しかし、伝統の統合により加速されたであろうフランクの法文化の「ローマ化」は、どのようにして起こったのでしょうか。

アフアトミーの変遷は、このフランク法の制度とローマ法の実践との融合が、おそらくは『リプアリア法典』の発布以前に始まっていたことを示唆します。けれども、この法典が夫婦間贈与をアフアトミーのカテゴリーに含めたとき、このローマ法の慣行もまた変化していました。それゆえ私は、法文化の「ローマ化」を語るのを躊躇います。むしろ、異なる法的伝統の意識化を語りたいと思います。この意識化は、フランク法とローマ法との融合によって引き起こされましたが、その背後にはまたローマ法の衰退（ある法実践がローマ法の規範から離れるという意味で）がありました。この意味で、ローマ法の用語の使用はむしろ、「ローマ法」の新たな範疇付けの登場を告げるものなのです<sup>68</sup>。

64 とりわけ、*Formulae Salicae Mercurianae* 16.

65 *Lex Ribuariorum*, Sachkommentar zu 50, p. 155 : « Wenn c. 8 des ribw. Kapitulars wahlweise Vornahme des Aktes auch vor Graf und Schöffen zulässt, fusst dies auf Sal 46 ».

66 P. WORMALD, *The Leges Barbarorum. Law and ethnicity in the post-roman West*, in *Regna and Gentes. The Relationship between Late Antique and Early Medieval Peoples and Kingdoms in the Transformation of the Roman World*, éd. Hans-Werner GOETZ, Jörg JARNUT et Walter POHL, Leide/Boston, 2003 (*Transformation of the Roman World*, 13), pp. 21–53 : p. 41.

67 *Ibid.*, p. 44.

68 もう一つの例として、*auctor-auctorium* というタームの用法を引くことができよう。O. KANO, *Procès fictif, droit romain et valeur de l'acte royal à l'époque mérovingienne*, *Bibliothèque de l'Ecole des chartes* 165 (2007), pp. 329–353 : pp. 346–348.

#### 4. エピローグ——なおも「二つの書式の年代を確定すること」

二つの書式の「年代確定」に戻しましょう。私の報告は、正確に言えば、その「年代確定」を扱っていません。私は、*terminus post quem*（上限年代）も *terminus ante quem*（下限年代）も提示することができませんでした。この点について私が言いたいのは、二つの書式の基礎となった文書が、『リプアリア法典』、より正確に言えばその第50章よりも前に存在し得たかもしれない、ということだけです。それら文書が『リプアリア法典』第50章と同時代である可能性も、それより後の時代に作られた可能性も排除しません。ただ、こうした文書はカロリング王によっては発給されなかったと思われます。かれらは、王の手の象徴的意味を変えることなく、単なる仲介者が引き受けていたのと類似の役割を受け入れようとしなかったでしょうから。

最後に一点。これらの文書が基本的に受益者からの請願によって発給されたことを考慮に入れると、注目すべきは、相続財産や遺言を確認する伝来文書と滅失文書が、6世紀末から7世紀初頭の時期に集中している事実です。ただしこれは、私法実践とメロヴィング王権との関係をさらに研究するように促す手がかりでしかありません。